

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和7年10月21日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2500133号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500042号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成10年6月3日から平成11年10月2日まで
② 平成12年11月27日から平成13年6月12日まで

請求期間①について、私は、A社にてフルタイムのパートとして勤務していたが、厚生年金保険の記録がない。入社して1年程度経った頃、事故により入院したため1か月程度休職していたが、A社の人事記録により私が勤務していたことが確認できるので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

請求期間②について、私は、B社C事業所にてパートとして勤務していたが、厚生年金保険の記録がない。入社後、平成13年1月に体調を崩し、同年3月から入院することとなり、そのまま退職した記憶がある。体調を崩してから退職までどのように勤務していたか記憶が定かでなく、退職に係る手続は母親が行ったため退職の経緯は分からないが、私が保管している雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(被保険者通知用)から、B社C事業所に勤務していたことが確認できるので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、A社の関連会社であるD社から提出された人事記録及びA社が給与計算事務に使用していた給与マスター保守(全項目)(以下「給与マスターデータ」という。)によると、請求者は請求期間①において、同社にパートとして勤務していたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の被保険者要件は、1週間の所定労働時間及び1月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される常時雇用者の4分の3以上(以下「4分の3基準」という。)とされているところ、D社は、請求者の請

求期間①に係る雇用契約の内容は不明であり、出勤簿やタイムカード等、勤務実態が確認できる資料は保存期間経過により廃棄されている旨回答しており、請求者が請求期間①当時、厚生年金保険の被保険者要件を満たしていたことを確認することができない。

また、D社は、請求者の請求期間①に係る賃金台帳等、給与額及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料は保存期間経過により廃棄されている旨回答しているが、同社の人事部担当者は、請求者の人事記録における厚生年金番号及び給与マスターデータにおける厚生年金保険の標準報酬月額が入力されていないことから、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかったと思われる旨陳述している。

さらに、請求者は、請求期間①に係る給与明細書等を保管しておらず、請求者の請求期間①における給与額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、オンライン記録によると、請求者がA社において同様にパートだったと記憶する同僚4人についても、同社に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できないことから、同社ではパートについて、必ずしも厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらを総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

- 2 請求期間②について、請求者及びB社C事業所から提出された雇用契約書によると、請求者の雇用期間は平成12年11月27日から平成13年5月26日までと確認でき、雇用保険の記録によると、請求者の同社C事業所における被保険者資格取得年月日は平成12年11月27日、離職年月日は平成13年6月11日と確認できる。

一方、B社C事業所の担当者は、請求者の請求期間②に係る人事記録及び出勤簿等、在籍期間及び勤務実態が確認できる資料は保存期間経過のため保管していないが、平成13年3月7日付けの社内資料によると、請求者は平成13年1月30日から体調不良により休暇を取得しており、退職日は不明であるものの、どこかの時点で退職の意思表示があり、休暇取得以降、復職せずそのまま退職したものと考えられる旨陳述している。

また、B社C事業所から提出された支給控除項目一覧表によると、請求者は請求期間②において、平成12年12月分給与として総支給金額43,200円、平成13年1月分給与として総支給金額48,000円、平成13年2月分給与として総支給金額21,400円の支払いを受けていたことが確認できるものの、平成13年3月分給与の総支給金額は0円と確認できる上、同社C事業所の担当者は、平成13年4月以降の支給控除項目一覧表において、請求者の氏名が確認でき

ないことから、平成 13 年 4 月以降は請求者への給与の支払はなかった旨陳述している。

以上のことから、請求者は、期間の特定はできないものの、請求期間②の一部期間において、B 社 C 事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B 社 C 事業所は、請求者の請求期間②に係る 1 週間の所定労働時間及び 1 月間の所定労働日数を確認できる資料は保存期間経過のため保管していない旨回答している上、上述の雇用契約書の記載内容及び支給控除項目一覧表に記載されている総支給金額の検証結果から推認できる請求者の労働時間は 4 分の 3 基準を満たしていたとは言い難く、請求者が請求期間②当時、厚生年金保険の被保険者要件を満たしていたものと推認することができない。

また、B 社 C 事業所は、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を控除していなかった旨回答している上、上述の支給控除項目一覧表によると、請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらを総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。